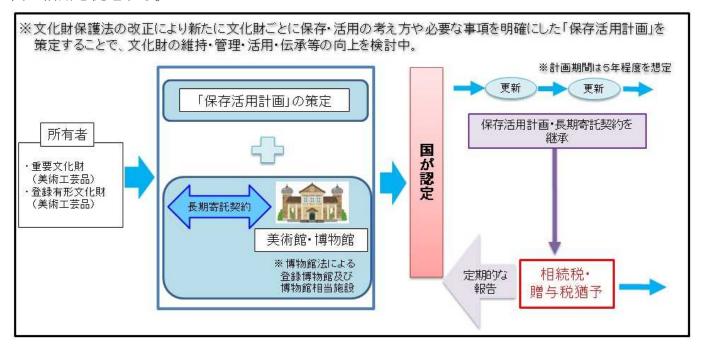
# 平成30年度 文化庁関係税制改正要望事項の結果(概要)

## (1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税】

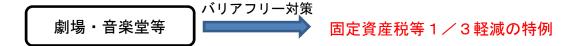
文化財保護法の改正を前提に、<u>改正法に基づく保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財(美術工芸品)</u>について、<u>相続税の納税猶予の特例</u>を創設する。これにより、美術品・文化財の次世代への確実な継承と、公開・活用を促進する。



# (2)障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設 【固定資産税等】

障害者・高齢者に対応してバリアフリー対策を行い、基準(※)を満たした劇場・音楽堂等 (主に実演芸術の公演を行うためのもの)に対し、固定資産税・都市計画税を軽減する特例 措置を設ける(平成32年3月まで)。これにより、国民が障害等の有無に関わらず、文化芸 術に親しむ環境を整備する。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項「建築物等移動等円滑化誘導基準」



#### 参考

### 〇文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第2条第3項

・文化芸術に関する施策の推進に当たっては(中略)国民がその年齢、<u>障害の有無</u>、経済的な状況又は居住する地域<u>にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造</u>することができるような環境の整備が図られなければならない。